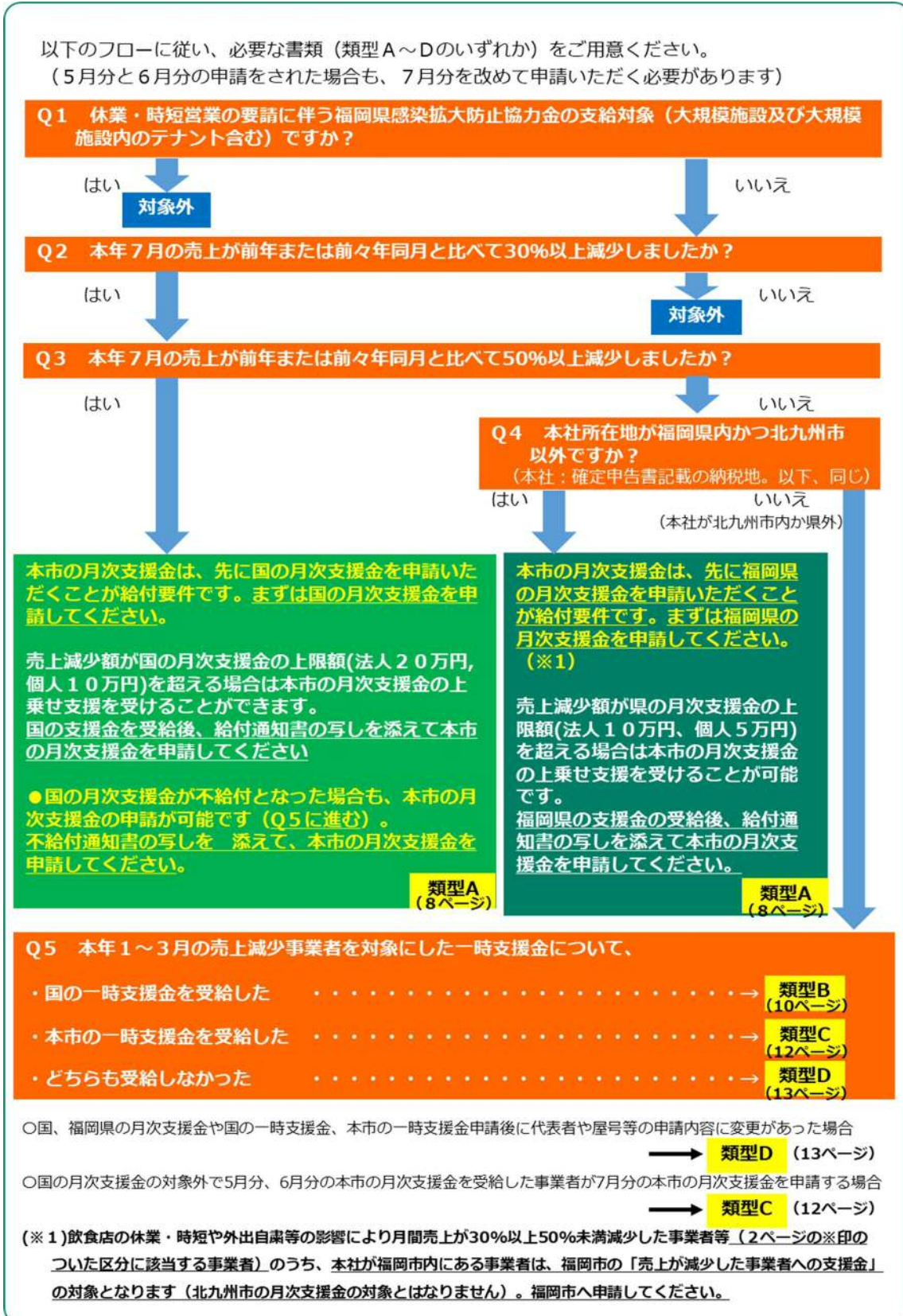


申請要領

1 制度概要

2021年7月の月間売上が減少した北九州市内に事業所を有する事業者で、福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設及び大規模施設内のテナント含む）の支援対象外となる事業者に対し支援金を給付します。

2 申請の流れ・対象者など



## 支援対象者と給付額のイメージ

: 北九州市の独自給付  
 : 国又は県に上乘せ給付

### (法人の場合)

休業・時短 要請対象の 飲食店	月次支援金						
	売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外	
			申請窓口				
	国	県	市	計	市		
感染拡大 防止協力金 (大規模施設 及びテナント 含む)	50% 以上	市内	20	-	10 <sup>①</sup>	30	20 <sup>①</sup>
		市外	20	-	10 <sup>①</sup>	30	10 <sup>①</sup> (※)
家賃支援金	30%以上 50%未満	市内	-	-	20 <sup>③</sup>	20	10 <sup>③</sup>
		福岡県内かつ市外	-	10 (※)	10 <sup>②</sup> (※)	20	10 <sup>③</sup>
		福岡県外	-	-	10 <sup>③</sup>	10	10 <sup>③</sup>

### (個人の場合)

休業・時短 要請対象の 飲食店	月次支援金						
	売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外	
			申請窓口				
	国	県	市	計	市		
感染拡大 防止協力金 (大規模施設 及びテナント 含む)	50% 以上	市内	10	-	5 <sup>①</sup>	15	10 <sup>①</sup>
		市外	10	-	5 <sup>①</sup>	15	5 <sup>①</sup> (※)
家賃支援金	30%以上 50%未満	市内	-	-	10 <sup>③</sup>	10	5 <sup>③</sup>
		福岡県内かつ市外	-	5 (※)	5 <sup>②</sup> (※)	10	5 <sup>③</sup>
		福岡県外	-	-	5 <sup>③</sup>	5	5 <sup>③</sup>

- ①：先に国に申請いただくことが給付要件となります。  
 ②：先に県に申請いただくことが給付要件となります。  
 ③：市に直接申請いただけます。

(国の月次支援金、県の月次支援金の7月分の申請期間は8月1日～9月30日です。)

※印のついた区分に該当する事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

○給付額の単位は万円で、それぞれの区分の上限額です。

給付上限額は次のいずれかとします。

- (1) 飲食店の休業等又は外出自粛等の影響を受け、2021年7月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した事業者

①法人 上限10万円                      ②個人 上限5万円

- (2) 飲食店の休業等又は外出自粛等の影響を受け、2021年7月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者のうち、

(本社が北九州市内にある事業者)

①法人 上限20万円                      ②個人 上限10万円

(本社が北九州市外にある事業者)

①法人 上限10万円                      ②個人 上限 5万円

- (3) (1) 以外の事業者で、2021年7月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した事業者のうち

(本社が北九州市内にある事業者)

①法人 上限20万円                      ②個人 上限10万円

(本社が北九州市外にある事業者)

①法人 上限10万円                      ②個人 上限 5万円

- (4) (2) 以外の事業者で、2021年7月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者

①法人 上限10万円                      ②個人 上限5万円

**※月間売上が50%以上減少した事業者は、先に国の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。**

※飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

**※月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は、先に福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。**

ただし、飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響により月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

### 3-2 給付額（算定方法）

下記算定結果が給付上限額を超える場合は、給付上限額が実際の給付額となります。

#### (1) 法人

$$\begin{aligned} \text{給付額} &= (\text{2019年又は2020年の基準月}^{\ast 1} \text{の月間売上}) \\ &\quad - (\text{2021年7月の月間売上}) \\ &\quad - \text{20万円 (50\%以上月間売上が減少した事業者で対象月の国の月次支援金対象者の場合)} \\ &\quad - \text{10万円 (30\%以上50\%未満月間売上が減少した事業者で対象月の福岡県の} \\ &\hspace{15em} \text{月次支援金対象者の場合)} \end{aligned}$$

#### (2) 青色申告を行った個人事業者<sup>※2</sup>

$$\begin{aligned} \text{給付額} &= (\text{2019年又は2020年の基準月}^{\ast 1} \text{の月間売上}) \\ &\quad - (\text{2021年7月の月間売上}) \\ &\quad - \text{10万円 (50\%以上月間売上が減少した事業者で対象月の国の月次支援金対象者の場合)} \\ &\quad - \text{5万円 (30\%以上50\%未満月間売上が減少した事業者で対象月の福岡県の} \\ &\hspace{15em} \text{月次支援金対象者の場合)} \end{aligned}$$

#### (3) 白色申告を行った個人事業者

$$\begin{aligned} \text{給付額} &= (\text{2019年又は2020年の年間売上} \div 12) \\ &\quad - (\text{2021年7月の月間売上}) \\ &\quad - \text{10万円 (50\%以上月間売上が減少した事業者で対象月の国の月次支援金対象者の場合)} \\ &\quad - \text{5万円 (30\%以上50\%未満月間売上が減少した事業者で対象月の福岡県の} \\ &\hspace{15em} \text{月次支援金対象者の場合)} \end{aligned}$$

※1 基準月とは、2019年7月又は2020年7月。

※2 所得税青色申告決算書に月毎の月間売上を記載する必要がない場合等は、(3)による。

なお、給付額の算定に当たっては、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金等）が含まれる年又は月については、その額を除いた金額としてください。

**※当該給付金等を受給している場合は、当該給付金等が振り込まれたことが分かる通帳の該当ページの写しの提出が必要です。詳細は「9（1～4）申請に必要な書類」をご覧ください。**

### 4 申請期間

2021年8月2日（月）～9月30日（木） 当日消印有効

## 5-1 申請方法

オンライン 又は 郵送

※5月分と6月分を申請された場合も、7月分を改めて申請いただく必要があります。

※月間売上が50%以上減少した場合は、まず国の月次支援金を申請してください。

ただし、飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

※月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は、まず福岡県の月次支援金を申請してください。

ただし、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

## 5-2 オンライン申請

下記ホームページアドレス又は二次元コードからオンライン申請ページに移動できます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901267.html>

※各種申請特例を用いた申請（別紙「各種申請特例について」を参照）は、郵送にて申請してください。



## 5-3 郵送申請

「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類を以下の送付先へ郵送してください。

2021年9月30日（木）の消印有効です。

簡易書留・レターパックプラス等、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

【送付先】〒802-0006

北九州市小倉北区魚町3-5-5 WORLD魚町ビル4階

北九州市中小事業者月次支援金事務局 行

※ 上記住所に直接ご来場いただいても、その場での受取は致しかねますので郵送でお送りください。

※ 封筒には、差出人をご明記ください。

※ 一度提出された申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。

※ 書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

## 6 給付対象者

下記の全ての要件を満たす事業者を給付対象者とします。

(1) 市内に事業所がある中小法人、個人事業者等

①中小法人等の場合は、以下の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア)2021年7月1日から申請日において、事業所等が継続して北九州市内にあること。

(イ)2021年7月1日時点において、次の(A)又は(B)のいずれかを満たす法人であること。

ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(A)又は(B)のうちいずれかを満たす法人であること。

(A) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

(B) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

②個人事業者等（フリーランスを含む）の場合は、以下の(ア)に該当すること。

なお、事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得等で確定申告した場合は、以下の(イ)にも該当すること。

(ア)2021年7月1日から申請日において、住民票上の住所又は事業所等が継続して北九州市内にあること。

(イ)2019年以前から、被雇用者又は被扶養者でないこと。

(2) 2021年7月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、30%以上減少していること。

(3) 2019年以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(4) 「7 不給付要件」に該当しないこと。

(5) 2021年7月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、50%以上減少した事業者の場合は、国の月次支援金を申請し、その給付決定通知又は不給付決定通知を有していること。

ただし、飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

(6) 2021年7月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は、福岡県の月次支援金を申請し、福岡県の給付決定通知又は不給付決定通知を有していること。

ただし、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

## 7 不給付要件

下記のいずれかに該当する事業者は北九州市中小事業者月次支援金を受給できません。

- (1) 「福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向けを含む）受給対象となる事業者。又は、他の地方自治体による休業要請又は営業時間短縮要請に伴う協力金等の受給対象となる事業者。
- (2) 他の地方公共団体による『2021年7月の月間売上が減少したこと』を要件とする支援金等を受給した事業者（ただし、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者で福岡県の月次支援金を受給する事業者は除く）。
- (3) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第1に規定する公共法人。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (5) 政治団体。
- (6) 宗教上の組織若しくは団体。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。
- (10) 宣誓及び同意項目のうち宣誓・同意しない項目がある事業者。
- (11) 宣誓及び同意項目に反する事実がある事業者。
- (12) その他、北九州市中小事業者月次支援金の趣旨・目的に照らして給付することが適当でないと市長が認める者。

## 8 支援金の審査・給付

申請内容等を精査し、適正と認められる場合に支援金を給付します。

- (1) 審査にあたっては、支援金を円滑・確実に給付するため、必要に応じ、事業内容等に関する調査、確認を行うことがあります。また、専門家に内容の確認を行うことがあります。
  - (2) 申請内容を他の行政機関の求めに応じて提供及び共有することがあります。また、申請内容を他の行政機関から提供された情報と照合する場合があります。
  - (3) 申請書類の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。
  - (4) 審査結果は、後日郵送する「支援金給付決定通知書」でお知らせし、支援金は申請された金融機関口座に振り込みます。なお、申請受付から給付までは概ね2~3週間程度の期間を要します。
  - (5) 本要領に定める不給付要件又は不正受給等が発覚した場合には、給付を受けた支援金について返還等を遅滞なく行う義務を負うこと、また、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置のほか、刑事罰を問われる可能性があります。
- ※ 「支援金給付決定通知書」は電子メールでの発送は行いません。また、同通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

## 9-1 申請に必要な書類（類型Aの場合）

### (1) 申請書（様式第1-3号）

### (2) 確定申告書の写し

#### ①中小法人等の場合

2019年7月及び2020年7月までをその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書の控え

- ・確定申告書別表一の控え（最低2枚（片面））
- ・法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））

#### ②個人事業者等の場合

2019年分及び2020年分の確定申告書の控え

- 【青色申告の場合】
- ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））
  - ・所得税青色申告決算書の控え（4枚（両面））

- 【白色申告の場合】
- ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））

※ 確定申告書別表一又は第一表には、收受日付印が押印されている必要があります。

※ 郵送申告等により、收受日付印が押印された控えがない場合は、「納税証明書（その2 所得金額用）」又は、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書とあわせて提出してください。

※ e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります（記載されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」をあわせて添付してください。）。

### (3) 2021年7月の月間売上を確認できる書類の写し

※ 月毎の月間売上を確認できる書類であれば、形式は問いません。

### (4) 事業者又は本人確認書類

#### ①中小法人等の場合

履歴事項全部証明書

※履歴事項全部証明書は、申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。

#### ②個人事業者等の場合

次のいずれかで、住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できるものの写し。

(A) 運転免許証又は運転経歴証明書

(B) マイナンバーカード（個人番号カード）のオモテ面

※マイナンバーが記載されたウラ面は提出しないでください。

(C) 写真付きの住民基本台帳カードのオモテ面

(D) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面）

※在留資格が特別永住者のものに限る。

(E) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※手帳様式は全ページ、カード様式は両面

(F) パスポート（顔写真が掲載されているページ）



(G) 各種健康保険証（両面） ※被保険者等記号・番号・保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。

**(5) 事業内容及び事業所が北九州市内にあることを確認できる書類の写し**

以下のいずれかを提出してください。

①当該事業を営むにあたり、公的な許可等が必要な場合

・開設許可証、営業許可証など

※ 福岡県の休業・営業時間短縮の要請対象でない飲食店の場合は、上記に加え、ホームページの画面やチラシの画像等、もともとの営業時間が5時～20時までの間であることを確認できる書類を提出してください。

②当該事業を営むにあたり、公的な許可等が不要な場合

・店舗、事務所等の賃貸借契約書

・自社物件等の場合は、店舗等の屋号・看板等営業していることを確認できる写真、又はその施設に係る光熱水費等の公共料金を支払った領収書

**(6) 国の月次支援金の給付決定通知（はがき）の写し（該当者のみ）**

※ 月間売上が50%以上減少した事業者は提出が必要

**(7) 福岡県の月次支援金の給付決定通知（はがき又はメール）の写し（該当者のみ）**

※ 月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は提出が必要

**(8) 通帳などの振込口座に関する事項等が確認できる書類の写し**

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義（カナ）が確認できるもの（通帳の1ページ目の見開きの写し等）

※ 中小法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。

※ 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

**また、対象月及び基準月の事業収入に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金等）が含まれる場合は、当該給付金等が振り込まれたことが分かるページの写しを併せて提出してください。**

※上記に定めるもののほか、申請書の提出後に、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

※「2019年1月から2021年3月までの間に開業した事業者」等、通常の給付要件では受給が難しい事業者向けの特例については、別紙「各種申請特例について（7月分）」をご覧ください。

※国や福岡県の月次支援金を申請しているが、給付決定がなされていない場合（給付決定通知又は不給付決定通知がまだ届いていない場合）は、当該決定通知以外の書類を揃えて必ず9月30日（木）までに申請してください。決定通知は届き次第、速やかに追加提出してく

ださい（追加提出は10月以降も郵送もしくは追加提出用オンライン申請フォームにて受付）。追加提出の決定通知を確認の上、支給を行います。

## 9-2 申請に必要な書類（類型Bの場合）

### （1）申請書（様式第1-3号）

### （2）確定申告書の写し

#### ①中小法人等の場合

2019年7月及び2020年7月までをその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書の控え

- ・確定申告書別表一の控え（最低2枚（片面））
- ・法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））

#### ②個人事業者等の場合

2019年分及び2020年分の確定申告書の控え

- 【青色申告の場合】 ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））  
・所得税青色申告決算書の控え（4枚（両面））
- 【白色申告の場合】 ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））

※ 確定申告書別表一又は第一表には、收受日付印が押印されている必要があります。

※ 郵送申告等により、收受日付印が押印された控えがない場合は、「納税証明書（その2所得金額用）」又は、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書とあわせて提出してください。

※ e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります（記載されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」をあわせて添付してください。）。

### （3）2021年7月の月間売上を確認できる書類の写し

※ 月毎の月間売上を確認できる書類であれば、形式は問いません。

### （4）事業者又は本人確認書類

#### ①中小法人等の場合

履歴事項全部証明書

※履歴事項全部証明書は、申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。

#### ②個人事業者等の場合

次のいずれかで、住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できるものの写し。

（A）運転免許証又は運転経歴証明書

（B）マイナンバーカード（個人番号カード）のオモテ面

※マイナンバーが記載されたウラ面は提出しないでください。

（C）写真付きの住民基本台帳カードのオモテ面

（D）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面）

※在留資格が特別永住者のものに限る。

(E) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※手帳様式は全ページ、カード様式は両面

(F) パスポート（顔写真が掲載されているページ）

(G) 各種健康保険証（両面）

※被保険者等記号・番号・保険者番号をマスキング(黒塗り)してください。

#### **(5) 事業内容及び事業所が北九州市内にあることを確認できる書類の写し**

以下のいずれかを提出してください。

①当該事業を営むにあたり、公的な許可等が必要な場合

・開設許可証、営業許可証など

※ 福岡県の休業・営業時間短縮の要請対象でない飲食店の場合は、上記に加え、ホームページの画面やチラシの画像等、もともとの営業時間が5時～20時までの間であることを確認できる書類を提出してください。

②当該事業を営むにあたり、公的な許可等が不要な場合

・店舗、事務所等の賃貸借契約書

・自社物件等の場合は、店舗等の屋号・看板等営業していることを確認できる写真、又はその施設に係る光熱水費等の公共料金を支払った領収書

#### **(6) 国の一時支援金の給付決定通知（はがき）の写し**

#### **(7) 通帳などの振込口座に関する事項等が確認できる書類の写し**

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義（カナ）が確認できるもの（通帳の1ページ目の見開きの写し等）

※ 中小法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。

※ 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

**また、対象月及び基準月の事業収入に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金等）が含まれる場合は、当該給付金等が振り込まれたことが分かるページの写しを併せて提出してください。**

#### **(8) 国の月次支援金の不給付決定通知（はがき）の写し（該当者のみ）**

※ 月間売上が50%以上減少した事業者は提出が必要

※上記に定めるもののほか、申請書の提出後に、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

※「2019年1月から2021年3月までの間に開業した事業者」等、通常の給付要件では受給が難しい事業者向けの特例については、別紙「各種申請特例について（7月分）」をご覧ください。

※国の月次支援金を申請しているが、給付決定がなされていない場合（給付決定通知又は不給付決定通知がまだ届いていない場合）は、当該決定通知以外の書類を揃えて必ず9月30日（木）までに申請してください。決定通知は届き次第、速やかに追加提出してください（追加提出は10月以降も郵送もしくは追加提出用オンライン申請フォームにて受付）。追加提出の決定通知を確認の上、支給を行います。

### 9-3 申請に必要な書類（類型Cの場合）

#### (1) 申請書（様式第1-3号）

#### (2) 2021年7月の月間売上を確認できる書類の写し

※ 月毎の月間売上を確認できる書類であれば、形式は問いません。

#### (3) 事業者又は本人確認書類

##### ① 中小法人等の場合

履歴事項全部証明書

※履歴事項全部証明書は、申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。

##### ② 個人事業者等の場合

次のいずれかで、住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できるものの写し。

(A) 運転免許証又は運転経歴証明書

(B) マイナンバーカード（個人番号カード）のオモテ面

※マイナンバーが記載されたウラ面は提出しないでください。

(C) 写真付きの住民基本台帳カードのオモテ面

(D) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面）

※在留資格が特別永住者のものに限る。

(E) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※手帳様式は全ページ、カード様式は両面

(F) パスポート（顔写真が掲載されているページ）

(G) 各種健康保険証（両面）

※被保険者等記号・番号・保険者番号をマスキング(黒塗り)してください。

#### (4) 通帳などの振込口座に関する事項等が確認できる書類の写し

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義（カナ）が確認できるもの（通帳の1ページ目の見開きの写し等）

※ 中小法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。

※ 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

また、対象月及び基準月の事業収入に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金等）が含まれる場合は、当該給付金等が振り込まれたことが分かるページの写しを併せて提出してください。

#### (5) 市の一時支援金の給付決定通知書の写し

※市の月次支援金（5月分又は6月分）の給付決定通知書の写しも可

#### (6) 国の月次支援金の不給付決定通知（はがき）の写し（該当者のみ）

※月間売上が50%以上減少した事業者は提出が必要

※確定申告書については、市の一時支援金の申請時に提出いただいたものを基に審査するため基本的には提出不要ですが、以前提出いただいた確定申告書が2019年7月及び2020年7月までをその期間内に含む事業年度分のものでない場合は別途当該月分を含む確定申告書の提出が必要です。

※上記に定めるもののほか、申請書の提出後に、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

※「2019年1月から2021年3月までの間に開業した事業者」等、通常の給付要件では受給が難しい事業者向けの特例については、別紙「各種申請特例について（7月分）」をご覧ください。

※国の月次支援金を申請しているが、給付決定がなされていない場合（給付決定通知又は不給付決定通知がまだ届いていない場合）は、当該決定通知以外の書類を揃えて必ず9月30日（木）までに申請してください。決定通知は届き次第、速やかに追加提出してください（追加提出は10月以降も郵送もしくは追加提出用オンライン申請フォームにて受付）。追加提出の決定通知を確認の上、支給を行います。

### 9-4 申請に必要な書類（類型Dの場合）

#### (1) 申請書（様式第1-3号）

#### (2) 確定申告書の写し

##### ①中小法人等の場合

2019年7月及び2020年7月までをその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書の控え

- ・確定申告書別表一の控え（最低2枚（片面））
- ・法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））

##### ②個人事業者等の場合

2019年分及び2020年分の確定申告書の控え

- 【青色申告の場合】
- ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））
  - ・所得税青色申告決算書の控え（4枚（両面））

- 【白色申告の場合】
- ・確定申告書第一表の控え（2枚（片面））

※ 確定申告書別表一又は第一表には、收受日付印が押印されている必要があります。

※ 郵送申告等により、收受日付印が押印された控えがない場合は、「納税証明書（その2 所得金額用）」又は、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書とあわせて提出してください。

※ e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります（記載されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」を

あわせて添付してください。)

### (3) 2021年7月の月間売上を確認できる書類の写し

※ 月毎の月間売上を確認できる書類であれば、形式は問いません。

### (4) 事業者又は本人確認書類

#### ① 中小法人等の場合

履歴事項全部証明書及び役員名簿（様式第2号）

※ 履歴事項全部証明書は、申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。

#### ② 個人事業者等の場合

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、国民健康保険証の写し。

※ オモテ面のみ。有効期限内のもので、原則、資格取得日が2019年以前のものに限ります。

その他は次のいずれかで、住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できるものの写し。

(A) 運転免許証又は運転経歴証明書

(B) マイナンバーカード（個人番号カード）のオモテ面

※ マイナンバーが記載されたウラ面は提出しないでください。

(C) 写真付きの住民基本台帳カードのオモテ面

(D) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面）

※ 在留資格が特別永住者のものに限る。

(E) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※ 手帳様式は全ページ、カード様式は両面

(F) パスポート（顔写真が掲載されているページ）

(G) 各種健康保険証（両面）

※ 被保険者等記号・番号・保険者番号をマスキング(黒塗り)してください。

### (5) 事業内容及び事業所が北九州市内にあることを確認できる書類の写し

以下のいずれかを提出してください。

#### ① 当該事業を営むにあたり、公的な許可等が必要な場合

・ 開設許可証、営業許可証など

※ 福岡県の休業・営業時間短縮の要請対象でない飲食店の場合は、上記に加え、ホームページの画面やチラシの画像等、もともとの営業時間が5時～20時までの間であることを確認できる書類を提出してください。

#### ② 当該事業を営むにあたり、公的な許可等が不要な場合

・ 店舗、事務所等の賃貸借契約書

・ 自社物件等の場合は、店舗等の屋号・看板等営業していることを確認できる写真、又はその施設に係る光熱水費等の公共料金を支払った領収書

※ 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合は、上記に加え、以下の(ア)、(イ)の書類を提出してください。

(ア) 業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書（様式第3号）

※ 契約内容、契約期間、報酬の記載があるもの

(イ) (ア) で提出する業務委託契約に関する「支払調書」「源泉徴収票」「支払明細書」  
又は「通帳の写し」のいずれか1つ

**(6) 取引先情報一覧表 (様式第4-1号)**

**(7) (6) の取引先との取引を確認できる書類の写し**

請求書、納品書、領収書、取引内容を確認できる通帳、取引先を確認できる売上台帳等の写しを提出してください。

個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っており、上記の書類を提出できない場合は、商品・サービスの一覧表、店舗写真等を提出してください。

**(8) 通帳などの振込口座に関する事項等が確認できる書類の写し**

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義 (カナ) が確認できるもの  
(通帳の1ページ目の見開きの写し等)

※ 中小法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。

※ 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

**また、対象月及び基準月の事業収入に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等 (持続化給付金や家賃支援給付金等) が含まれる場合は、当該給付金等が振り込まれたことが分かるページの写しを併せて提出してください。**

**(9) 国の月次支援金の不給付決定通知 (はがき) の写し (該当者のみ)**

※ 月間売上が50%以上減少した事業者は提出が必要

※上記に定めるもののほか、申請書の提出後に、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

※「2019年1月から2021年3月までの間に開業した事業者」等、通常の給付要件では受給が難しい事業者向けの特例については、別紙「各種申請特例について (7月分)」をご覧ください。

※国の月次支援金を申請しているが、給付決定がなされていない場合 (給付決定通知又は不給付決定通知がまだ届いていない場合) は、当該決定通知以外の書類を揃えて必ず9月30日 (木) までに申請してください。決定通知は届き次第、速やかに追加提出してください (追加提出は10月以降も郵送もしくは追加提出用オンライン申請フォームにて受付)。追加提出の決定通知を確認の上、支給を行います。